

高知県警察の旗章に関する訓令

平成27年 2月18日
高知県警察本部訓令第4号
警察本部
警察署

高知県警察の旗章に関する訓令を次のように定める。

高知県警察の旗章に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、県警察の定める旗章(以下「旗章」という。)の制式、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(旗章の種類)

第2条 旗章は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高知県警察旗
- (2) 高知県警察機動隊旗
- (3) 高知県警察学校旗

(旗章の制式及び保管責任者)

第3条 次の表の左欄に掲げる旗章は、それぞれ同表の中欄に掲げる制式とし、それぞれ同表右欄に掲げる者を保管責任者とする。

旗章	制式	保管責任者
高知県警察旗	別表第1	警務課長
高知県警察機動隊旗	別表第2	機動隊長
高知県警察学校旗	別表第3	警察学校長

(旗章の使用及び取扱い)

第4条 高知県警察旗は、県警察が主催する主要な行事その他の場合において本部長が必要と認めるときに使用するものとする。

2 高知県警察機動隊旗及び高知県警察学校旗は、当該保管責任者が必要と認めるときに使用するものとする。

3 旗章の保管責任者は、その使用及び取扱いについて、汚損、毀損、紛失等のないよう適切に管理しなければならない。

(高知県警察旗の複製)

第5条 前条第1項の場合において、高知県警察旗を旗掲揚塔に掲揚する必要があるときは、複製を掲揚するものとする。

2 複製は、別表第4に定める制式とする。

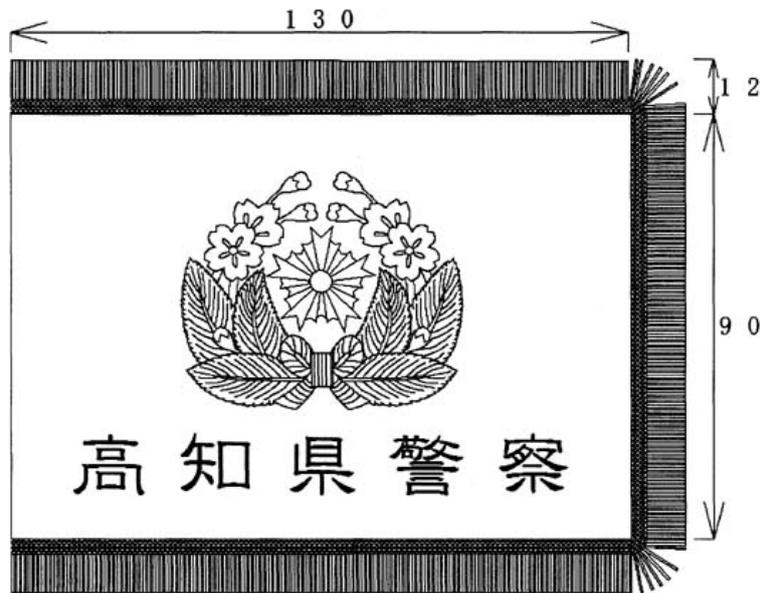
附 則

この訓令は、平成27年2月18日から施行する。

別表第1(第3条関係)

高知県警察旗		
旗	地質、色	正絹綾綿地、 ^{あわせ} 袷旗、えんじ色とする。
	形状	縦90センチメートル、横130センチメートル
	標章	旗のほぼ中央に黄色の旭日章を記し、その外周に黄色の桜を配する。
	警察名	標章の下に白抜きで「高知県警察」と左横書きで表記する。
	刺しゅう	旭日章及び桜の表示線は、金糸の刺しゅうとする。
	飾り房	旗の縁に金真田付総金糸四段七宝フレンジ及び飾り房を付する。
冠頭	旭日章打ち出し、丸形三方正面金メッキ仕上げとする。	
旗竿	極太本榿製、黒塗り、千段巻棒、四本継(240センチメートル)とする。	

形状図

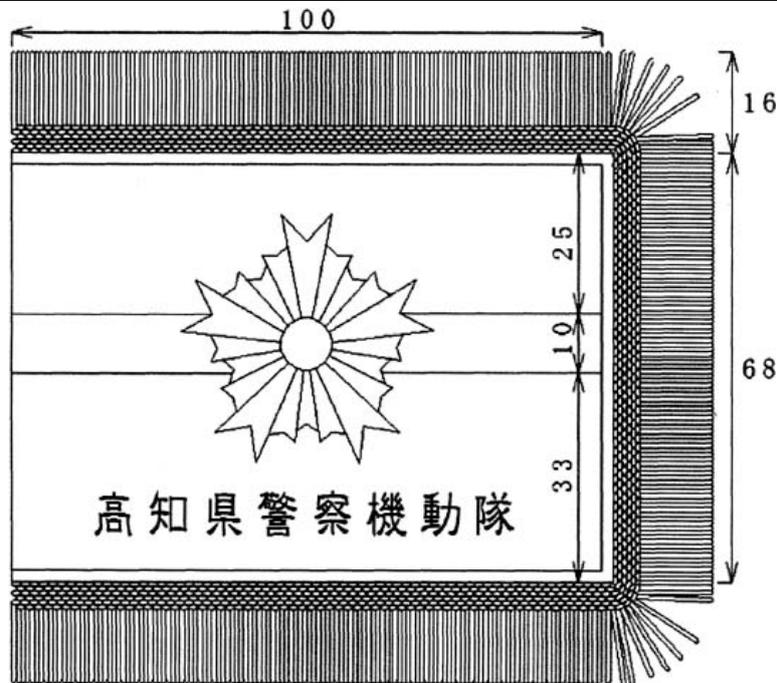


(単位：センチメートル)

別表第 2 (第 3 条関係)

高知県警察機動隊旗	
旗	地質、色、 標章等
	地質は、正絹綾綿地、 ^{あわせ} 袷旗、紫色とする。 旗の中央に白抜きの横線 1 本と黄色の旭日章を記し、旭日章の下に白抜きで「高知県警察機動隊」と左横書きで表記する。
	形状
	縦68センチメートル、横100センチメートル
	飾り房
	旗の縁に金真田付総金糸四段七宝フレンジ及び飾り房を付する。
冠頭	旭日章打ち出し、丸形三方正面金メッキ仕上げとする。
旗竿	本榿製、黒塗り、千段巻棒、三本継(180センチメートル)とする。

形状図

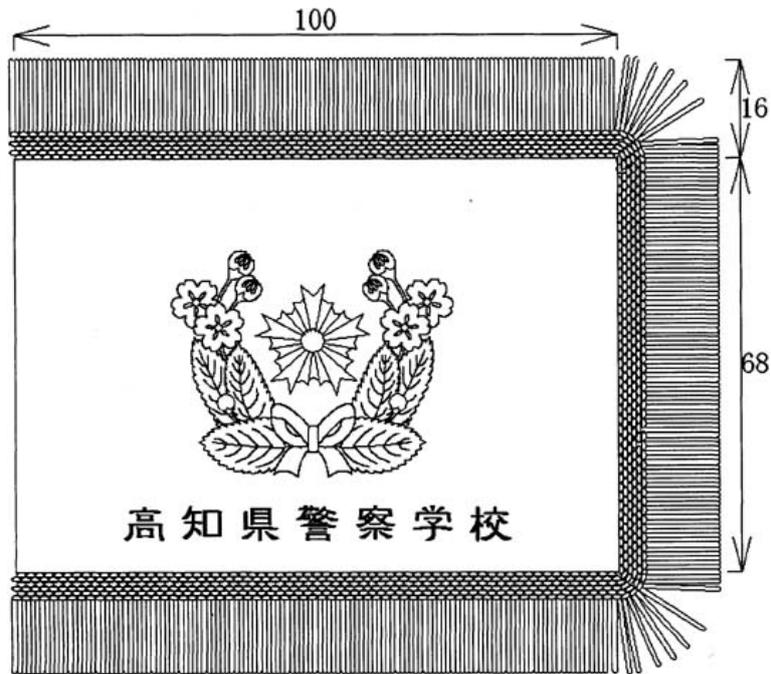


(単位：センチメートル)

別表第3(第3条関係)

高知県警察学校旗	
旗 地質、色、 標章等	<p>地質は、正絹綾綿地、^{あわせ} 袷旗、紺色とする。</p> <p>標章は、旗のほぼ中央に黄色の旭日章を記し、その外周に桜を配して花は桃色、葉は緑色、リボンはだいたい色とする。</p> <p>標章の下に白抜きで「高知県警察学校」と左横書きで表記する。</p>
形状	縦68センチメートル、横100センチメートル
飾り房	旗の縁に金真田付総金糸四段七宝フレンジ及び飾り房を付する。
冠頭	旭日章打ち出し、丸形三方面金メッキ仕上げとする。
旗竿	本樫製、黒塗り、千段巻棒、三本継(180センチメートル)とする。

形状図



(単位：センチメートル)

別表第4(第5条関係)

高知県警察旗(複製)	
地質、色、標章等	地質は、木綿地、えんじ色とする。 標章は、旗のほぼ中央に黄色の旭日章を記し、その外周に黄色の桜を配する。 標章の下に白抜きで「高知県警察」と左横書で表記する。
形状図	
 <p>(単位：センチメートル)</p>	